

議案第 1 3 3 号

危険鳥獣及び有害鳥獣被害防止対策の抜本的強化に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 1 0 月 2 日

大崎市議会議長 佐 藤 弘 樹 様

提 出 者 産業常任委員長 山 田 匡 身

危険鳥獣及び有害鳥獣被害防止対策の抜本的強化に関する意見書

近年、気候変動に伴う堅果類の不順や里山環境の変化、個体数の増加等を背景に、クマをはじめとする危険鳥獣及び有害鳥獣が人の生活圏に出没する事例が急増しており、農林水産業への深刻な被害のみならず、市民の生命・身体を脅かす人身被害が相次いで発生している。

大崎市においても、奥羽山脈沿いの山間部から平野部・市街地に至る広大な地域において鳥獣被害が深刻化しており、令和7年度における捕獲頭数はイノシシが1,526頭、クマが76頭に達し、過去最多となるなど、これまでにない規模で被害や出没が常態化・拡大している。農作物被害や市民生活への脅威が増すとともに、捕獲や処理に当たる現場の負担は限界に達している。

こうした事態に際し、市民の安全・安心な生活を確保するとともに、農林水産業を持続していくためには、自治体や地域の捕獲従事者による対応だけではなく、国が広域的な鳥獣管理や制度整備を主体的に担うとともに、自治体や捕獲現場に対する継続的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては、市民の安全確保と農林水産業の持続的発展を図るため、下記事項について早期に抜本的な対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 クマ対策に係る広域的な管理体制及び法制度を整備・充実すること。
 - (1) クマの生息状況及び動態を広域的に把握し、都道府県・市町村の区域を越えた連携体制を強化すること。
 - (2) 国の責任においてガバメントハンターの確保・育成を支援するとともに、既に地域において捕獲人材が不足している現状を踏まえ、市町村の要請に基づき必要な人材を機動的に確保し、広域的に派遣できる体制を国において構築すること。さらに、麻酔銃等を扱う専門人材についても同様に、既に不足が生じている状況を踏まえ、必要な人材の確保及び迅速な派遣を機動的に行える仕組みを整備し、情報共有体制を強化すること。
 - (3) 現行制度において一定の法的保護が付与されていることについて捕獲従事者に対し周知徹底を図るとともに、市街地等における緊急銃猟については、現行制度における責任関係の不明確さを解消し、国の責任において捕獲従事者が安心して活動できるよう、責任関係の一層の明確化及び事故等に対する補償制度の整備・充実を図ること。
 - (4) 正当な捕獲活動を行う自治体や捕獲従事者に対する不当・過剰な抗議や苦情によって業務に支障が生じることのないよう、国が全国的な相談・対

応窓口を整備するとともに、捕獲及び個体数管理の必要性について国民的理解を深めるための情報発信を強化すること。

2 鳥獣被害防止対策に係る財政支援を拡充すること。

(1) 物価及び資材価格の上昇を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金等について、侵入防止柵設置や捕獲単価、各種推進事業の限度額・交付単価を引き上げるとともに、地域の実情に応じた柔軟かつ安定的な財政支援を行うこと。

(2) 捕獲個体の適正処理及びジビエ利用を推進するため、処理加工施設の安定的な運営に係る人件費等の経常経費支援、施設整備・設備導入への補助、放射性物質及び豚熱等の検査費用の負担軽減並びに国産ジビエ認証施設や利用事業者に対する支援制度の確立など、必要な支援を充実すること。

3 捕獲人材の確保・育成及び現場の被害防止対策への支援を強化すること。

(1) 人口減少に伴うハンターの高齢化・減少に対応するため、狩猟免許の取得更新、人材育成等への支援を拡充するとともに、ICT・IoT技術を活用した箱罠等の捕獲機器の導入、捕獲資機材等の整備など、捕獲現場への継続的かつ安定的な支援を行うこと。

(2) 鳥獣の生活圏への出没を抑制するため、放任果樹の伐採など、地域における被害防止対策への支援を強化すること。

4 国有地及び国管理地における生息環境管理を重点的に強化すること。

(1) 河川敷や国有林など国が管理する土地について、鳥獣の出没抑制のための刈り払い、緩衝帯（バッファゾーン）の整備等を、国が管理者として計画的かつ迅速に実施すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月2日

宮城県大崎市議会議長 佐藤弘樹

内閣総理大臣	}	宛て
総務大臣		
財務大臣		
農林水産大臣		
環境大臣		
クマ被害対策担当大臣		
衆議院議長		
参議院議長		